

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（167）

2. 日時：令和4年7月29日（金）13：30～15：50

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

北嶋推進官、高橋係長、山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他8名

5. 要旨

○原子力規制庁から、令和4年7月25日に実施した「第453回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」（公開会合）で指摘した以下の事項について補足説明を行った。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第53条における「多量の放射性物質等を放出する事故」を超える事象（いわゆる大規模損壊）に係る説明があった。この説明に対して、原子力規制庁より以下の指摘を伝えた。  
なお、本ヒアリングは、大規模損壊に係る内容を含むため自動文字起こしは実施していない。

（1）第453回公開会合ラップアップ

- 火災影響評価において、火災防護基準に基づいた影響軽減対応をしていない項目については、その根拠及び適切性を説明するとともに、火災影響評価の結果として、安全機能を喪失しない十分な保安水準が確保でき

ることを説明すること。

- 上記の火災と同様に、溢水影響評価についても、溢水ガイドに基づいた溢水防護対策が実施できない項目については、その根拠及び適切性を説明するとともに、溢水影響評価の結果として、安全機能を喪失しない十分な保安水準が確保できることを説明すること。

(2) 第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）

- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対策に係る基本的な考え方において、「対策の戦略」と「消火活動における原則」との関係が不明確なため、整理して記載すること。その際、消火における原則において、多様な消火手段を適切に組み合わせて消火を実施することを明確にすること。
- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象の発生に備えた体制の整備において、要員に対して適切な訓練を行うことを明確にすること。
- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象の発生に備えた資機材の整備において、資機材のリストが示されているが、これらの資機材を、消火・延焼防止等の機能別のカテゴリーに分類して整理を行うこと。
- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象の発生に備えた体制の整備において、責任者不在の際の代行についても明確にすること。
- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象の発生に備えた手順書の整備において、対応する要員の消火作業や被ばく影響等の安全確保の方針についても明確にすること。
- 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象の発生に備えた手順書の整備において、対応する要員が連続的に活動できる時間は限界があると考えられる。そのため、交代要員の考え方についても明確にすること。
- 大洗研究所の高温工学試験研究炉（HTTR）と同時発災した場合においても、対応活動が可能であることを説明すること。
- 消火用の水について、夏海湖からポンプにより取水するとしているが、発災後速やかに散水する必要があると考えられることから、ポンプの燃料の調達・確保の考え方について明確にすること。また、夏海湖の水位変動と取水予定位置との位置関係において、問題なく汲み上げ可能であることを説明すること。

○原子力機構から承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 53 条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）（その 2 : 多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応）（※大規模損壊等に係る資料のため非公開）